

面

裏

面

表

医療法抜粋

第六条の八 (略)

3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十三条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 (略)

第七十条の二十 第六条の八第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第六十四条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、第六条の八第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第七十条の二十において読み替えて準用する第六十三条第一項」と、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「認定都道府県知事(第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。以下この項及び次条において同じ。)」と、「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、医療法人の理事、監事若しくは精算人又は地域医療連携推進法人の理事、監事若しくは精算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

十二 第六十三条第一項(第七十条の二十において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第 号	官職又は職名 氏 名	写 真
	令和 年 月 日発行	年 月 日生
	厚生労働省	(〇〇都道府県) 印